

横浜市泉公会堂

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和4年8月

## 1 経緯

横浜市泉公会堂の指定管理者の選定については、横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により、応募者から提出された応募書類の内容審査及び公開による面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 公募対象施設

横浜市泉公会堂

## 3 指定期間（第4期）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 4 選定委員会 委員

委員長 松本 安生 神奈川大学人間科学部教授  
委員 宇夫方 博 税理士（東京地方税理士会戸塚支部所属）  
久我 すみ子 泉区女性団体連絡協議会会長  
小泉 正彦 泉区連合自治会町内会長会副会長  
小林 周子 フェリス音楽教室講師

## 5 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） ・公募関係書類、審査基準等の決定	令和4年5月10日（火）
公募の周知及び公募要項の公開	令和4年5月25日（水）
応募者説明会及び現地見学会 （申込団体4団体、出席団体4団体、8名）	令和4年6月3日（金）
公募に関する質問受付（1団体、3問）	令和4年6月6日（月） ～6月10日（金）
公募に関する質問回答	令和4年6月24日（金）
応募書類の受付（1団体）	令和4年7月7日（木） ～7月8日（金）
◆第2回選定委員会（傍聴者2名） ・面接審査、指定候補者の選定	令和4年8月1日（月）

◆は選定委員会

## 6 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市泉公会堂指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）において定めた「横浜市泉公会堂指定管理者評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が180点満点（加減点項目10点を含む）で採点しています。

また、最低基準点は、加減点項目を除いた出席委員の合計点（委員5人合計で850点）の6割以上（委員5人合計で510点以上）とし、最低基準点に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

## 7 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」を有し、「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

## 8 応募団体

相鉄企業株式会社（1団体）

## 9 選定結果

審査の結果、公募要項に定める指定候補者となるための最低基準点を満たしているため、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者	合計点
相鉄企業株式会社	773点／900点 (加減点項目を除いた合計点：758点／850点)

※評価基準項目別の評点結果は別紙のとおり

## 10 審査講評

指定候補者は本施設の現在の指定管理者であり、これまでの実績をもとに地域との連携を図りながら、安定した施設運営が期待できる提案がなされていました。

一方、地域との連携では、これまで関わりがなかった既存のコミュニティとの新たな連携を図っていくことや施設の稼働率の状況を分析し、稼働率を上げていくための具体的な取組を進めていく必要があると考えます。

財務状況は健全であり、施設のハード面の維持管理に優れ、施設の管理運営に関する実績も豊富であると評価できますので、提案内容を着実に実施するとともに、より地域に根差した施設運営のための取組を一層推進していただくことを期待します。

横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会 評点表

団体名:相鉄企業株式会社

評価基準項目		配点 (1人あたり)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計
1 公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解		20	18	18	16	18	15	85
1 公会堂の設置理念・施設特性の理解	①公会堂の設置目的や役割を理解し、施設運営に反映された提案がなされているか。	5	5	5	5	5	4	24
	②施設の機能を活かした効果的な施設運営が提案されているか。	5	4	4	4	5	5	22
2 区の特長、区政運営の方向性、立地特性等の理解	①区の特長、区政運営方針等を理解し、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5	4	4	4	4	3	19
	②施設の立地、周辺環境や利用対象エリア、対象利用者について分析・案件設定がなされており、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5	5	5	3	4	3	20
2 公共施設としてのサービス品質の維持・向上		55	48	49	44	54	44	239
1 施設に求められるサービスの把握と平等な提供	①公共施設として全ての利用者に対し平等にサービスを提供すべきことを念頭に置いているか。	5	5	4	4	5	5	23
	②貸館施設として提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握しているか。	5	4	4	4	5	2	19
	③利用者の意見、要望、苦情等の受付体制が整っているか。	5	4	5	4	5	3	21
2 利便性の向上・ホスピタリティの向上の取組	①現状を分析し、さらに利用者の利便性を向上させる運営上の工夫が提案されているか。	10	8	10	8	10	6	42
	②質の高い接客サービスを提供するための提案がなされているか。	10	8	8	8	10	10	44
	③自主事業について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。	5	4	5	4	4	5	22
3 施設のクオリティを維持する施設管理計画	①施設の機能を維持するため必要十分な管理計画が組まれているか。	5	5	5	4	5	5	24
	②設備の故障等を予防し、発生時には迅速に対応可能なメンテナンス計画が組まれており、施設の長寿命化に貢献しているか。また建築局が実施する劣化調査や二次点検等に併し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	10	10	8	8	10	8	44
3 管理運営経費の縮減		30	26	28	28	30	26	138
1 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10	10	10	8	10	10	48
2 利用料金収入増加への意欲	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	10	8	10	10	10	8	46
3 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10	8	8	10	10	8	44
4 安定した運営体制の確保		55	53	50	47	53	49	252
1 安定性(管理運営の体制が十分か)	①業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。	5	5	4	4	4	5	22
	②施設及び設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。	5	4	5	4	5	3	21
	③財務状況が健全であり、施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。	10	10	10	8	10	10	48
2 健全性(個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価)	①個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。	10	10	8	8	10	6	42
	②職員の資質向上のための研修が計画されているか。	10	10	10	8	10	10	48
	③業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。	5	5	4	5	4	5	23
3 安全性(危機管理対策)	①市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。	5	4	5	5	5	5	24
	②施設の設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	5	5	4	5	5	5	24
5 新型コロナウイルスへの対応等		10	9	9	8	10	8	44
1 感染防止対策	①利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)	5	5	5	5	5	5	25
2 事業計画	②コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫を凝らした事業計画となっているか。(自主事業計画含む。)	5	4	4	3	5	3	19
1～5 計		170	154	154	143	165	142	758
6 団体の資質・実績【加減点項目】		-5 ～ +10	0	5	0	5	5	15
1 団体の資質	・応募団体は、市内中小企業等(次のア～ウ)であるか。 ア 市内中小企業 イ 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	0,5	0	0	0	0	0	0
	・区の業務点検等による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	-5,0,5	0	5	0	5	5	15
合計		180	154	159	143	170	147	773